

浜松市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市精神保健福祉センター条例(平成18年浜松市条例第126号)第7条に基づき、同第3条に定める業務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第2項第4号に定める業務(以下「判定」という。)を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(判定基準)

第2条 判定は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定によるほか、次に掲げる定めにより行う。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知)
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知)
- (3) 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(意見等)

第3条 市長は、判定に当たって精神障害者の医療に従事する医師である者に意見を求めるものとする。ただし、緊急の場合等市長がやむをえないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による意見は、2人以上の医師から聴くものとする。ただし、次項の場合等市長がやむをえないと認めた場合は、この限りでない。
- 3 判定対象の申請に係る診断書を作成した医師には、当該案件の判定に関し意見を求めることができない。
- 4 医師は、判定に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。